

## まち歩き点検について

### (1) 目的

- ・「糸魚川市移動等円滑化促進方針」の策定にあたり、バリアフリーに関する課題を把握することを目的に、実際に地区内を歩きながら「旅客施設（鉄道駅）」「生活関連経路（道路）」におけるバリア（障壁）を点検する「まち歩き点検」を実施します。
- ・本日は、モデルコースを対象に班に分かれてまち歩き点検を実施したあと、グループ別に結果のまとめ（ワークショップ）を行います。

本日のコース図  
(検討中)



## まち歩き点検チェックシート【旅客施設】

※「評価結果」の欄には【良好：○】【一部問題あり：△】【全体的に問題あり：×】をお書きください。

※「具体的な指摘事項」には、問題となっている内容をお書きください。

調査対象		評価項目	評価結果	具体的な指摘事項
通路	有効幅	①通路は狭くないか		
	床面	②床面は滑りにくくないか		
		③段差はないか (スロープ部分は除く)		
階段	手すり	①手すりが設置されており、高さや形状は適当か		
	手すり 蹴上げ、踏面	②手すり端部に視覚障がい者向け点字案内はあるか		
		③踏面の認識しやすさや、つまずきにくさへの配慮がされているか		
エレベーター	設置箇所	①エレベーターが必要な場所に整備されているか		
	乗降ロビー	②出入口の前に車椅子が回転できるスペースが確保されているか		
	かごの大きさ、構造、設備	③出入口やかごの大きさは適当か		
	手すり	④手すりは設置されているか		
	表示、音声案内	⑤表示や、音声案内は分かりやすいか		
	操作盤	⑥操作盤の位置や、高さは車椅子利用者への配慮がされているか		
		⑦点字表示は適当か		
エスカレーター	踏み段幅	①踏み段の幅は適当か		
		②車椅子で利用した場合の使用感はどうか		
	表示、音声案内	③進入の可否の表示、音声案内は分かりやすいか(上り専用又は下り専用のエスカレーターの場合)		

調査対象		評価項目	評価結果	具体的な指摘事項
トイレ	案内表示	①出入口付近の案内表示は分かりやすいか		
	便器	②腰掛便座、手すり等が必要な場所に配置されているか		
	床面	③床面は凹凸がなく滑りにくくないか		
	多機能トイレ	④出入口の構造や広さは適当か		
⑤車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか				
点字ブロック	点字ブロックの敷設、配置	①主要な設備へ誘導する敷設経路はあるか（エレベーター操作盤、トイレ出入口、乗車券販売所及び触知案内図等）		
		②点字ブロックの配置や色彩など、誘導が分かりやすいか		
その他	乗車券等販売所、待合所、案内所	①車椅子利用者や聴覚障がい者への配慮がされているか		
		②全体に各機能は分かりやすい案内表示となっているかどうか		
	券売機	③高齢者や障がい者等が使いやすいよう配慮されているか		
	触知案内板	④音や点字などにより、駅の構造や主要な施設が把握できるよう視覚障がい者への配慮がされているか		
	バス停への接続	⑤鉄道からバスへの案内は分かりやすいか		
		⑥降雨時にもストレスなく移動できるようになっているか		
	自由記述欄 （気になる点などあれば）			

## まち歩き点検チェックシート【生活関連経路】

※「評価結果」の欄には【良好：○】【一部問題あり：△】【全体的に問題あり：×】をお書きください。

※「具体的な指摘事項」には、問題となっている内容をお書きください。

調査対象		評価項目	評価結果	具体的な指摘事項
歩道等	有効幅員 (人が歩ける幅)	①歩道の有効幅員は確保されているか		
		②通行の支障となる街路樹や、看板、電柱、自転車などの障害物はないか		
	舗装 (透水性など)	④舗装が平坦で、滑りにくくないか		
	段差、勾配、グレーチング	⑥移動に支障がないか		
	交差点付近	⑧縁端の段差は適切か(2cmを標準とする)		
点字ブロック	点字ブロックの敷設、配置	①案内の連続性が確保されているか		
		②敷設経路は分かりやすいか		
		③点字ブロック周辺に障害物はないか(障害物や危険な段差など)		
		④点字ブロックの配置や色彩など、誘導が分かりやすいか		
バス停付近	停留所	①ベンチや上屋は整備されているか		
	歩道の高さ	②歩道部分はバスに乗降しやすい高さになっているか		
案内標識	案内標識	①高齢者、障がい者等がよく利用する施設への案内標識の設置状況は適切か		
		②視覚障がい者を案内する設備(点字・音声案内など)の設置状況は適切か		

調査対象		評価項目	評価結果	具体的な指摘事項
その他	トイレ	① 出入口付近の案内表示は分かりやすいか		
		② 腰掛便座、手すり等が必要な場所に配置されているか		
		③ 床面の平坦性や滑りにくさは適当か		
	多機能トイレ	④ 出入口の構造や広さは適当か		
		⑤ 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか		
自由記述欄 (気になる点 などあれば)				

## まち歩き点検調査の評価項目と基準【旅客施設】

※本資料は「バリアフリー整備ガイドライン-旅客施設編（平成 25 年 10 月）」に掲載された「移動円滑化基準に基づく整備内容」を踏まえて作成しています。

### 1. 出入口

調査対象	評価項目	基準
有効幅、構造	①出入口の有効幅や構造は適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車椅子使用者の動作に対する余裕を見込み、有効幅 90cm 以上とする（構造上の理由によりやむを得ない場合は、有効幅 80cm 以上まで縮小可）。</li> <li>●自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。</li> </ul>

### 2. 通路

調査対象	評価項目	基準
有効幅	①通路の有効幅は適切か	●有効幅 140cm 以上とする。
床面	②床面の滑りにくさは適切か	●床面は滑りにくい仕上げとする。
	③段差はないか（スロープがある場合を除く）	●同一フロアで段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープ（傾斜路）を併設する。

### 3. 階段

調査対象	評価項目	基準
階段形式、構造	①階段形式や構造は適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>●階段形式は、直階段又は折れ曲がり階段とする。</li> <li>●階段の両側には、立ち上がり部を設ける（側面が壁面である場合を除く）。</li> </ul>
手すり	②手すりは適切に設置されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手すりを両側に設置する。</li> <li>●手すりの端部の付近には、視覚障がい者のために階段の通ずる場所を示す点字を張り付ける。</li> </ul>
	③手すり端部に視覚障がい者向けの点字案内はあるか	
蹴上げ、踏面	④踏面の認識しやすさやつまずきにくさへの配慮は適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>●段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものは設けない。</li> <li>●踏面の端部（段鼻部）は、全長にわたって周囲の部分との色彩の差を大きくし、段を容易に識別できるものとする。</li> </ul>

#### 4. エレベーター

調査対象	評価項目	基準
設置箇所	①エレベーターが必要な場所に整備されているか	●主動線上から認識しやすい位置に設置し、すべての利用者が容易に利用できるよう配慮する。
かごの大きさ、構造、設備	②かごの大きさ、構造、設備は適切か	●かごの内法幅は 140cm 以上、内法奥行き 135cm 以上とする（ただし、スルー型や直角二方向出入口型エレベーターで、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造と開閉するかごの出入口を音声で知らせる設備がある場合を除く）。 ●エレベーター出入口の有効幅は 80cm 以上とする。
	③出入口の有効幅は適切か	
外部との連絡	④出入口扉の構造は適切か（確認用ガラス戸等の設置状況）	●防犯や事故発生時の安全確保等の対応のため、出入口の戸にガラス等による窓等を設け、外部から内部が、内部から外部が見える構造とする。
手すり	⑤手すりは適切に設置されているか	●かご内には、手すりを出入口の戸のある側以外の壁面に設ける。
表示、音声案内	⑥表示、音声案内は適切か	●かごの停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設置する。 ●かごの到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の閉鎖を音声で知らせる設備を設ける。
操作盤	⑦開閉時間の延長機能は確保されているか	●かご及び昇降路の出入口の戸の開閉時間を延長するボタンを設ける。 ●車椅子利用者が円滑に操作できる位置（高さ 100cm 程度）に操作盤を設置する。 ●各種ボタンには、縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に点字表示を行う。
	⑧操作盤の位置、高さは適切か	
	⑨点字表示は適切か	
乗降ロビー	⑩乗降ロビーの広さは適切か	●車いすが回転できる広さ（幅・奥行き 150cm 以上）を確保する。



## 5. エスカレーター

調査対象	評価項目	基準
踏み段幅	①踏み段幅は適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 踏み段幅は 80cm とする。</li> <li>● 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降できるために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。</li> </ul>
	②車椅子対応可能か	
表示、音声案内	③進入の可否の表示、音声案内が適切か (上り専用又は下り専用のエスカレーターの場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上り専用又は下り専用のエスカレーターの場合、上端及び下端に近接する通路の床面又は乗り口付近のわかりやすい位置等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示す。</li> <li>● 侵入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設置する。</li> </ul>

## 6. プラットホーム

調査対象	評価項目	基準
床面	①床面の滑りにくさは適切か	● 床面は滑りにくい仕上げとする。
転落防止柵	②転落防止柵の設置は適切か	● 線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵が設けられていること(転落する恐れがない場合を除く)。
車両とプラットホームの段差及び隙間	③段差や隙間は適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 段差はできるだけ平らに、隙間はできるだけ小さいものとする。</li> <li>● 隙間が大きいときは、これを警告するための設備を設けること。</li> </ul>
列車接近の警告・案内	④列車接近の警告・案内は適切か	● 音声による案内で列車の接近を警告する。

## 7. トイレ

調査対象	評価項目	基準
案内表示	①出入口付近の案内表示は適切か	● 男女及び構造を便所の出入口付近の視覚障がい者にもわかりやすい位置に、音、点字その他の方法により示す。
便器	②腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	● 高齢者、障がい者等の利用に適したものとする。
床面	③床面の平坦性や滑りにくさは適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 床面は滑りにくい仕上げとする。</li> <li>● 出入口は段がないようにする。</li> </ul>
多機能トイレ	④出入口の構造や広さは適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出入口、戸の有効幅は 80cm 以上とする。</li> <li>● 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造の戸とする。</li> <li>● 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</li> </ul>
	⑤車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	

## 8. 点字ブロック（視覚障がい者誘導用ブロック）

調査対象	評価項目	基準
誘導ブロックの敷設経路	①敷設経路は適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出入口から改札口を経て乗降口に至る経路を構成する通路等に、誘導ブロック（線状ブロック）を敷設する。</li> <li>● 上記経路上から、エレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤、トイレ出入口、乗車券販売所（券売機を含む）及び触知案内図等（音によるものを除く）へ分岐する経路上にも誘導ブロックを敷設する。</li> </ul>
	②主要な設備へ誘導する敷設経路はあるか（エレベーター操作盤、トイレ出入口、乗車券販売所及び触知案内図等）	
警告ブロックの敷設位置	③警告ブロックの敷設位置は適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 警告ブロック（点状ブロック）は、視覚障がい者の継続的な移動に警告を発すべき箇所である階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路のそれぞれの位置に敷設する。</li> </ul>
色彩	④視覚障がい者が容易に識別できるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 黄色その他の周囲の路面との輝度（反射面の明るさ）の差が大きいこと等により当該視覚障がい者誘導用ブロックを容易に識別することができる色とする。</li> </ul>
大きさ	⑤大きさは適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 点字ブロック1枚の大きさは、30cm 四方以上とする。</li> </ul>

## 9. その他

調査対象	評価項目	基準
改札口	①有効幅は適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有効幅 80cm 以上の拡幅改札口を1箇所以上設置する。</li> <li>● 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその周辺において当該自動改札口への進入の可否を容易に識別することができる方法で示す。</li> </ul>
	②進入の可否に関する案内は適切か	
乗車券等販売所、待合所、案内所	③車椅子利用者や聴覚障害者への配慮は適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出入口やカウンターは、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものとする。</li> <li>● 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備える。</li> </ul>
券売機	④高齢者や障がい者等への配慮は適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とする。</li> <li>● 主要なボタン及び金銭投入口は、車椅子使用者が利用しやすい高さとする。</li> </ul>
	⑤車椅子利用者への配慮は適切か	
触知案内図	⑥触知案内図の設置は適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設ける。</li> </ul>
照明器具	⑦照明施設の設置状況は適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コンコース（中央ホール）や通路、階段、プラットホームに照明器具を設ける。</li> </ul>
休憩施設	⑧休憩施設の設置状況は適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 旅客の移動を妨げないよう配慮しつつ休憩のためのベンチ等を1以上設ける。</li> </ul>

## まち歩き点検調査の評価項目と基準【生活関連経路】

※本チェックシートは「道路の移動等円滑化ガイドライン（平成23年8月）」の内容を踏まえて作成しています。

### 1. 歩道等

調査対象	評価項目	基準
有効幅員 (人が歩ける幅)	①歩道の有効幅員は確保されているか	●有効幅員は、2.0m以上とする。
	②通行の支障となる看板や電柱、自転車などの障害物はないか	
舗装 (平坦性、透水性)	③大きな凸凹や段差はないか	●平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げがなされたものとする。 ●水切り用の溝ふたを設ける場合は、車椅子の車輪や視覚障がい者の白杖が落ち込まない構造のものとする。
	④雨の日に滑りやすい箇所はないか	
	⑤水切り用の溝ふたは適切か(網目の大きさなど)	
勾配	⑥適切な勾配が確保されているか	●歩道等を車道の高さに近づけるすり付けの勾配は5%以下とする(やむを得ない場合は、8%以下まで緩和可)。
歩車分離	⑦歩車分離の不十分な箇所はないか	●歩道等に設ける縁石の車道等に対する高さは15cm以上とする。 ●歩道等の車道等に対する高さの標準は、5cmとする。
交差点付近	⑧縁端の段差は適切か(基準2cm)	●横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端の段差の標準は、2cmとする(段差が大きいと車いすの通行に支障があり、段差が小さいと視覚障がい者が歩道と車道の区別がつかなくなる恐れあり)。 ●縁端の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回することができる構造とする。
	⑨縁端の段差に接続する歩道等のスペースについて、車椅子使用者に配慮されているか	

### 2. 点字ブロック(視覚障がい者誘導用ブロック)

調査対象	評価項目	基準
敷設経路	①案内の連続性が確保されているか	●視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に連続的かつ分かりやすく設置する。
	②敷設経路は分かりやすいか(できるだけまっすぐに案内するのが望ましい)	
	③点字ブロック周辺に障害物はないか(障害物や危険な段差など)	
	④点字ブロックは老朽化していないか(剥がれ、破損など)	
色彩	⑤視覚障がい者が容易に識別できるか	●黄色その他の周囲の路面との輝度(反射面の明るさ)の差が大きいこと等により当該視覚障がい者誘導用ブロックを容易に識別することができる色とする。
大きさ	⑥大きさは適切か	●点字ブロック1枚の大きさは、30cm四方以上とする。

### 3. バス停付近

調査対象	評価項目	基準
停留所	①ベンチや上屋は整備されているか	●停留所には、ベンチ及びその上屋を設けること（ただし、それらの機能を代替する施設がある場合又は地形の状況などの理由によりやむを得ない場合を除く）。
歩道の高さ	②歩道部分の高さは適切か	●停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さの標準は、15cm とする。

### 4. 案内標識

調査対象	評価項目	基準
案内標識	①高齢者、障がい者等がよく利用する施設への案内標識の設置状況は適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障がい者等が見やすい位置に、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設ける。</li> <li>●案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障がい者を案内する設備を設ける。</li> <li>●視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障がい者を案内する設備を設けること。</li> </ul>
	②視覚障がい者を案内する設備（点字・音声案内など）の設置状況は適切か	

### 5. その他

調査対象	評価項目	基準
トイレ	①出入り口付近の案内表示は適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女及び構造を便所の出入口付近の視覚障がい者にもわかりやすい位置に、音、点字その他の方法により示す。</li> <li>●高齢者、障がい者等の利用に適したものとする。</li> <li>●床面は滑りにくい仕上げとする。</li> <li>●出入口は段がないようにする。</li> </ul>
	②腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	③床面の平坦性や滑りにくさは適切か	
多機能トイレ	④出入口の構造や広さは適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出入口、戸の有効幅は 80cm 以上とする。</li> <li>●高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造の戸とする。</li> <li>●車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</li> </ul>
	⑤車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
休憩施設	⑥休憩施設の設置状況は適切か。	●歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること（ただし、これらの機能を代替する施設がある場合、その他のやむを得ない場合を除く）。
照明施設	⑦照明施設の設置状況は適切か。	●歩道等には、照明施設を連続して設けること（ただし、夜間における路面の照度が十分に確保される場合を除く）。